

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 平成19年3月1日 条例第17号</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。